

## 今、福祉に欠けているもの

「クーラーを外さぬと生活保護を打ち切る」と強制された病気の老女が、猛暑の中で倒れた（本紙九月七日付）。寒さ暑さにもっとも弱くなるのが老い。「人に優しい政治」を掲げる村山政権下の出来事である。

現在ではクーラー使用が憲法の当然の生活水準に反しているはずはない。生活保護が少し改善されるのは、決まってこうした犠牲者が出、マスコミにたたかれてからなされる。福祉でこんなことがいつまでも続けられてはならない。

生活保護法は本来あたたかい法律である。不審や不服があれば、それを訴える権利が明記されている。すべての福祉法の中で、例外的に認められた権利である。しかし、運用でいとも簡単に悪法に転じる。運用で一番の問題は、保護費の不当な出し過ぎ（乱給）と、受給者への不当な出し惜しみ（漏給<sup>ろうきゅう</sup>）の二点。ふつう行政は乱給のみに力を入れる。私は県でこの仕事の責任者であった時、全福祉事務所に指示した「漏給こそもっとも戒めよ」と。

そのころのある深夜、少年が医師の門をたたいて、「お父が死ぬっ、助けて！」と。金はなかった。心ある医師だったことが幸いであった。父は助かった。

私は全福祉事務所に再び訴えた。「貧しさと病氣とに一時いちどきにおそわれて苦しんでいる者には、草の根を分けて助けて下さい」。

その前後だっただろうか、厚生省から妙に疑い深い応対を受ける不快なことがしばしばあったが表向きは何もなかった。退職後に聞いたが厚生省では私の考えを支持する者と支持しない者とに二分されていたとか。

(一九九四年九月十九日)